

## 労務委員会関係報告

平成 30 年度における労務委員会の主な活動は、春期及び年末年始に開催する「東京地区労使団体交渉」と原則として毎月 1 回開催する「東京地区事前協議会」となっている。

地区団交の結果合意された件については「協定書」を作成、地区事前協議では船社・荷主が申請する事案の作業体制等について労使確認の上「確認書」を作成し、会員全社及び関係店社に周知している。

また、早朝ゲートオープンに関する年度協定、コンテナ多段積みに関する対応等々を中心として地区 2 労組と都度協議を実施し、労務問題に関する諸課題について対応を行っている。

更に、平成 30 年 7 月 6 日公布の「働き方改革」関連法の内、時間外労働に関する「上限規制」が港運業界にとって非常に大きな問題になっているとの認識に基づき、特定社会保険労務士を講師に招き会員全社に対して講習会を実施した。

また、東京港運協会として正・副会長と東京労働局との勉強会を実施し、所掌する行政との相互理解を深め法令遵守に向けて対応を進めている。

その他の主な活動については下記の通りとなっている。

### I. 東京地区労使団体交渉

#### 1. 第 137 回 地区団交；春闘協定〔平成 30 年 4 月 16 日付〕／概要

##### (1) 港湾倉庫について

「港湾倉庫」に就労する労働者が港湾運送事業者に雇用されない労働者であっても「港湾労働者証」を所持していれば港湾労働法上適法であり、東京港における倉庫施設の問題については従来通り東京地区事前協議会で適正な対応を行う。

(2) 船社のアライアンス再編に伴う雇用・就労への影響対策について  
東京地区事前協議会で十分協議した上で、航路毎の確認書等を作成し対応しているが、雇用と職域に影響が出た場合は中央事前協議会小委員会での結果を参考に地区として適正な対応を実施する。

##### (3) 定年年齢の延長問題について

中央春闘協定書（平成 30 年 4 月 5 日付）第 3 項（5）に基づき、2025 年度までに 65 歳とする。

但し、その実施時期や具体的方法等の詳細については、会員店社内における企業間労使の協議により対応する。

- (4) 安全(労働災害補償制度の標準化及び熱中症・雷等)対策等について  
東京港運協会全加盟の会員店社は、既に独自の労働災害補償制度等による対応を実施している。  
また、熱中症等対策について作業場・取扱貨物等の状況を把握の上で予防措置を講じており、現在の自主対応を尊重する。  
なお、当該安全対策等について中央安全専門委員会での結論が出た場合にはその結論を尊重し対応する。
- (5) 東京港における独自要求について
- a. 東京港での防災対策については「東京港運災害対策本部」が取りまとめた災害時の安全対策に関する「リーフレット」等の配布について実施する。
  - b. 老朽化した本船の荷役実施については、十分に安全へ配慮すると共に船社への改善要求は継続する。

## 2. 第138回 地区団交；年末年始協定〔平成30年11月30日付〕／概要

- (1) 年末年始例外荷役期間中〔12月31日～1月4日／除；1月1日〕の例外荷役実施に関する具体的対応の確認を行った。  
なお、ライフライン等の緊急貨物に係わる作業については関係各者が十分協議し、合意案件を単組が地区労組に報告の上実施する。
- (2) 中央労使政策委員会議事確認(平成30年11月14日付)に基づき、1月4日を「年末年始休日」とする。

## 3. 早朝ゲートオープン協定・覚書〔平成31年2月25日付〕／概要

- (1) ヤード内の蔵置スペース及びヤード内作業の安全を確保するための暫定措置として、07時30分から08時30分迄の1時間を早朝ゲートオープンとして実施する。  
また、実施期間は2019年4月1日から2020年3月31日迄の1年間とする。
- (2) 当該荷役を実施する際は、産別協定に基づく時間外労働時間の制限を遵守することを前提に特定の労働者が過重労働にならないように配慮する。
- (3) 早出作業については前日からの夜間荷役に従事した労働者を継続して就労させないこととする。

- (4) 当該荷役の実施に際しては、関係店社間及び企業内組合とも協議を尽くし、合意が得られたターミナルに限り実施する。
- (5) 当該荷役を実施する中で、労・使いずれかからの要請があれば速やかに関係者を招集し問題解決のための会議を開催する。
- (6) 労働者のローテーションやターミナル整備に関する問題については、平成 28 年 3 月 22 日付締結の「覚書」に添って対応する。

#### 4. 東京 2020 大会港湾物流対策試行に関する地区団交

(平成 31 年 3 月 26 日開催)

東京 2020 大会期間中の物流機能確保に向けた対策として、事前検証が必要とのことで 2019 年 4 月 27 日～5 月 6 日の大型連休を中心とした期間にコンテナターミナルゲート(含;バンプール)オープン時間拡大等を実施したい旨を地区 2 労組に申し入れた結果、労側は「過重労働とならないよう配慮すること、本件試行に限った対応で前例としないこと等を前提に協力する」とのことで、連休前後の 6 日間を中心に試行として実施することとなった。

また、労側からの要請により団交による合意となっているが、前例としないことを条件にした合意であることから「協定書」は作成しないことで双方が了解し「事務局覚え」を作成し、協定書に準じた。

## II. 東京地区安全委員会

1. コンテナ船甲板上多段揚積例外荷役の申請については、新規運航船に係わる案件の内、新規運航船の 5・6 段荷役が 16 件、7・8 段荷役が 70 件、同型船に関する簡素化案件 152 件、合計 238 件を受理した。

また、本年度は平成 27 年 9 月 7 日に 9 段荷役の確認書を締結して以来、地区安全委員会としては初めての 9 段荷役申請が 3 件あり、同確認書に基づき対応を行った。

上記申請案件を受けて 30 回の地区安全委員会を開催、労使による協議で承認を受けた後、9 段及び 7・8 段荷役に関する案件については中央安全専門委員会に申請を行い総ての事案について承認を得た。

## III. 東京地区事前協議会

中央事前協議会経由の革新船(コンテナ船・Ro/Ro 船他)及び港頭地区の上屋/倉庫等と地区案件に関する事案を対象に、その内容(作業体

制他) 確認のため年間 12 回〔平成 30 年 1 月分～12 月分〕の地区事前協議会を開催し、当該期間中に取り扱った 642 件は全て労使合意となり、中央事前協議会経由の重要・軽微案件について中央へ回答を行った。また、埠頭別の内訳は下記の通りとなっている。

1. 本 船 関 係〔中央案件 / 地区案件〕

大井コンテナ埠頭	250 件
青海コンテナ埠頭	193 件
青海コンテナ埠頭〔公共〕	76 件
品川コンテナ埠頭〔公共〕	62 件
中央防波堤内側・外側埠頭	〔X-3, Y-1〕 56 件
計	637 件

2. 施 設 関 係〔中央案件 / 地区案件〕

青海地区	1 件
大井地区	1 件
京浜島地区	1 件
お台場ライナー埠頭背後地	2 件
計	5 件

3. 青海 3 号コンテナターミナルの暫定使用に係わる作業体制について

2018 年 11 月 30 日、東京港埠頭株式会社と株式会社韓進海運が締結していた「青海 3 号コンテナターミナル」の賃貸借契約は終了した。

株式会社韓進海運破産後、当該ターミナルを利用していた船社の系列港運 3 事業者は「中防 Y-2 ターミナル」の供用開始までの間、既存航路運航船の寄港バースを確保するため、緊急避難的措置として暫定使用を目的に借受けたため、地区事前協議会で作業体制の再確認を行った。

その内容は、当該ターミナルを使用する「10 船社 16 航路」に関する作業体制についてで、既に 16 航路の個別確認は「確認書等」として関係組合と合意の上押印しているため、暫定使用期間中の作業体制についても「変更しない」との報告に基づき、各確認書に明記の作業体制で実施することを再確認した。

以 上